

石綿（アスベスト）の有無の事前調査の不徹底事案等

平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発 1711201 号「事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等について」（環境省水・大気環境局大気環境課長通知）から不適切な事例等を抜粋した。

	不適切な事例・懸念事項等	環境省の指摘事項・解説等
発注者による石綿使用状況等の受注者に対する情報提供	発注者が過去に行った調査により石綿含有の事実を把握していたにもかかわらず、受注者に対し分析結果を渡さなかったこと等により、受注者が特定建築材料の存在を認識せずに工事を開始した。	事前調査においては、発注者が有する設計図書や過去の改修の記録、石綿に係る調査の記録等が特定建築材料の見落としを防ぐ上で重要となる。 発注者から受注者に対し、設計図書や過去の改修の記録、資産除去債務の計上のための石綿使用有無の調査結果などの過去に実施した石綿に係る調査の結果が適切に提供される必要がある。
	平成 18 年 9 月 5 日以前の調査においては、石綿 1 重量%を超えない建築材料について「石綿なし」とされている可能性がある。	特定建築材料における石綿の含有の考え方については、平成 18 年 9 月 5 日付け環水大大発第 060905003 号において、「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの」としている。
	平成 20 年 2 月 15 日以前に実施した調査においては、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）の分析が行われていないおそれがある。	平成 20 年 2 月 15 日付け環境省水・大気環境局大気環境課長通知（環水大大発第 080215002 号）において建築材料にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）が使用されている可能性がある旨の注意喚起がなされている。
	発注者が「レベル 1 建材なし」と説明したものを、受注者が「石綿なし」と誤認した例や、過去に分析を行った場所以外の場所で特定建築材料が使用されていた。	過去に実施した石綿に係る調査の結果を活用する場合には、調査の時期や方法、対象としたアスベストの種類、調査を行った範囲等についても、併せて情報提供が行われる必要がある。
法令に関する知識	大気汚染防止法による届出や事前調査の義務の不知のほか、内装工事や小規模の工事について届出不要と思い込むなど、発注者や受注者の法規制に関する知識不足があった。	大気汚染防止法及び政省令等の知識の普及により、これらの事案の発生を防ぐことができた可能性もある。
	発注者から口頭で「石綿なし」と説明を受けたため事前調査を行わなかった。	
	受注者が工期短縮のため、常態的かつ意図的に事前調査を怠っていた。	

	不適切な事例・懸念事項等	環境省の指摘事項・解説等
事前調査の実施者及び実施方法	煙突に石綿が使用されている可能性があることを認識していないなど、受注者に石綿含有建材に関する基本的知識が不足している。	事前調査については、石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者 ^(※欄外) により行われること。 設計図書等の確認を十分に行うことはもちろん、確認を行った場合であっても、必ず目視調査を実施し、必要に応じ分析調査を行うことで適切な判断を行う必要がある。
	設計図書等の確認を十分に行わなかったため石綿含有建材を見落とした。	
	設計図書等の確認は行ったものの、設計図書等と異なる建築材料が使用されていたため石綿含有建材を見落とした。	
	設計図書の情報を無視して目視調査のみで判断したため石綿含有建材を見落とした。	
	目視調査の際、建築物の一部のみを調査したが、その他の箇所から石綿含有建材が発見された。	
外側からの目視では確認できない箇所に石綿含有建材が存在した。		
工事関係者間の情報共有等	事前調査結果が判明する前に下請業者が作業を開始してしまった。	石綿含有建材の存在やその取扱いに関する情報が工事関係者間で十分に共有されること。
	事前調査で把握した石綿含有建材の情報が下請業者に伝えられなかった。	
	現場作業員への周知が不足していた。	
	工事開始前の発注者と元請業者の打合せが不十分であったため、元請業者が工事指図書の内容変更を認識せずに工事を開始した。	
事業発生時の連絡	施工業者による把握から行政への報告までに1か月程度かかり、その間、適切な石綿飛散防止措置がなされていなかった。	解体等工事中に新たな特定建築材料を発見した場合には、速やかに行政に連絡すること。

※ 石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者としては、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 48 条の 2 第 1 項から第 3 項に定める石綿作業主任者技能講習の修了者であって石綿等の除去等の作業の経験を有する者、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者が考えられる。